

新産業廃棄物最終処分場整備に伴う 生活環境調査委員会の設置について

令和3年11月7日
生活環境調査委員会（第1回）

1. 新産業廃棄物最終処分場整備について

(1) 整備の背景及び目的

県公共関与最終処分場エコフロンティアかさまは、一般財団法人茨城県環境保全事業団（以下、「事業団」という。）が整備し、平成17年8月の開業以降、県内で発生した産業廃棄物や東日本大震災などで発生した災害廃棄物の処理を行うなど、廃棄物の適正処理に努め、地域住民や事業者の方々から信頼を得ながら運営を行ってきた。

県内における民間事業者による管理型産業廃棄物最終処分場は、平成16年度以降、新規の設置許可がない状況であり、エコフロンティアかさまの埋立進捗は、令和2年度末で約75%まで進み、現状のまま推移すれば、県内における産業廃棄物最終処分場の埋立容量が近い将来にひっ迫することは必至の状況となっている。

こうした状況を踏まえ、茨城県では、県内産業の安定した経済活動を支えていくため、今後5年程度での埋立終了が見込まれているエコフロンティアかさまの後継施設として、新たな産業廃棄物最終処分場を日立市諏訪町地内で整備することとし、事業主体を引き続き事業団とした。

(2) 整備に向けたこれまでの経緯



2. 新産業廃棄物最終処分場整備計画地について

整備計画地について

整備計画地 日上市諏訪町地内
採石場跡地（日立セメント太平田鉱山）

現状 石灰岩の採掘後の地形を利用
日立古生層からなり石灰岩、砂岩、粘板岩などの
堆積岩が主体

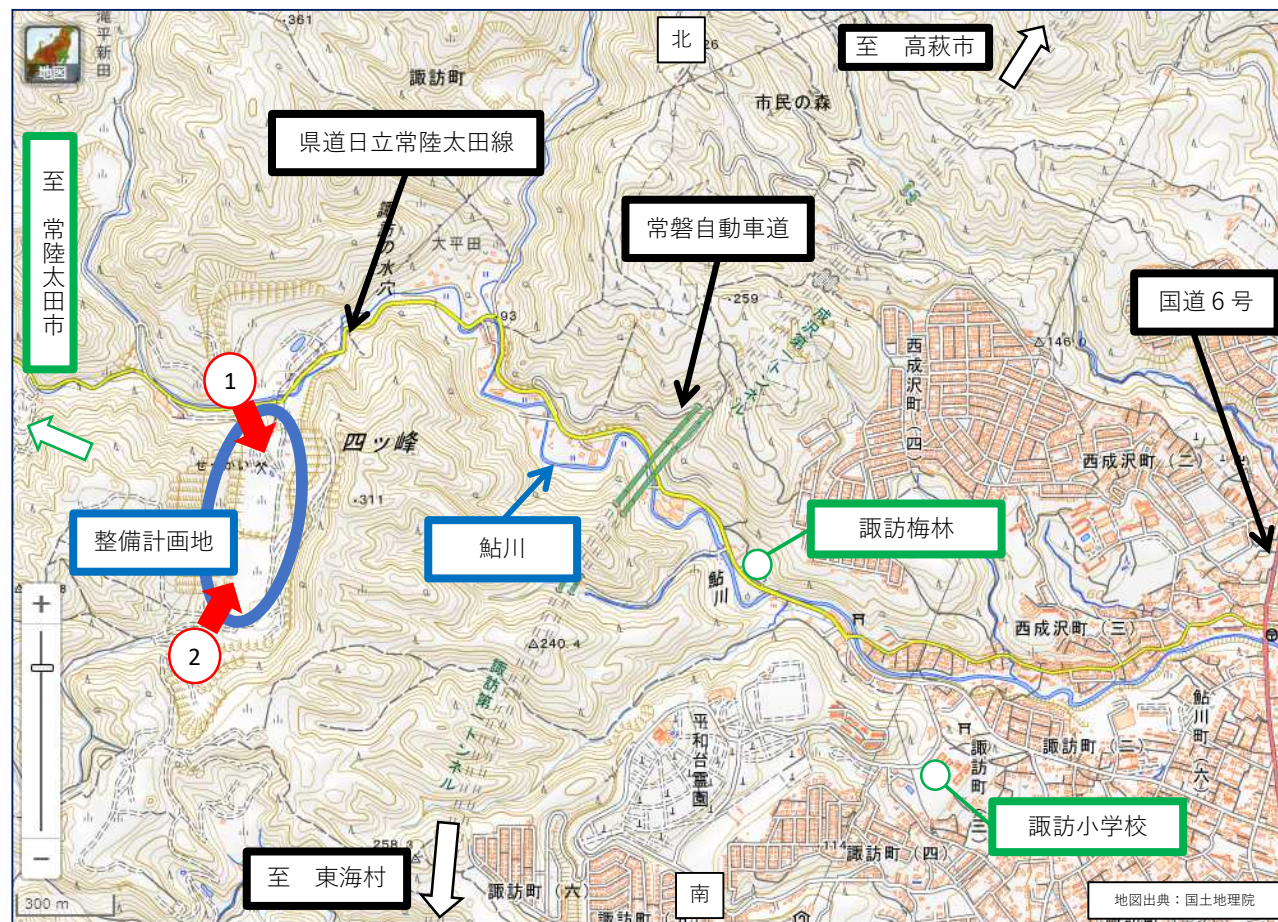


図 整備計画地位置図

3. 生活環境調査委員会の役割について

事業団における産業廃棄物最終処分場の整備に係る環境影響評価への取り組み

産業廃棄物最終処分場の整備にあたっては、廃棄物処理法に基づき、環境影響評価（生活環境影響調査）を行う必要がある。

事業団では、環境影響評価を実施するにあたり、**技術的な助言**を得ることを目的として、**有識者から構成される「生活環境調査委員会」**を設置する。

事業団は、生活環境調査委員会からの助言を踏まえて、廃棄物処理法に基づく施設設置許可申請に必要な生活環境影響調査書の作成に必要な調査・評価を行い、生活環境に配慮した対策を検討のうえ、施設の計画づくりに反映させる。

生活環境調査委員会の任務

- ・ 環境調査実施計画の検討
- ・ 調査への技術的な助言
- ・ 調査結果に基づく影響の予測及び対策の検討
- ・ その他環境保全を図るうえで必要な事項の検討
- ・ 生活環境影響調査書（案）・環境影響評価書（案）の検討

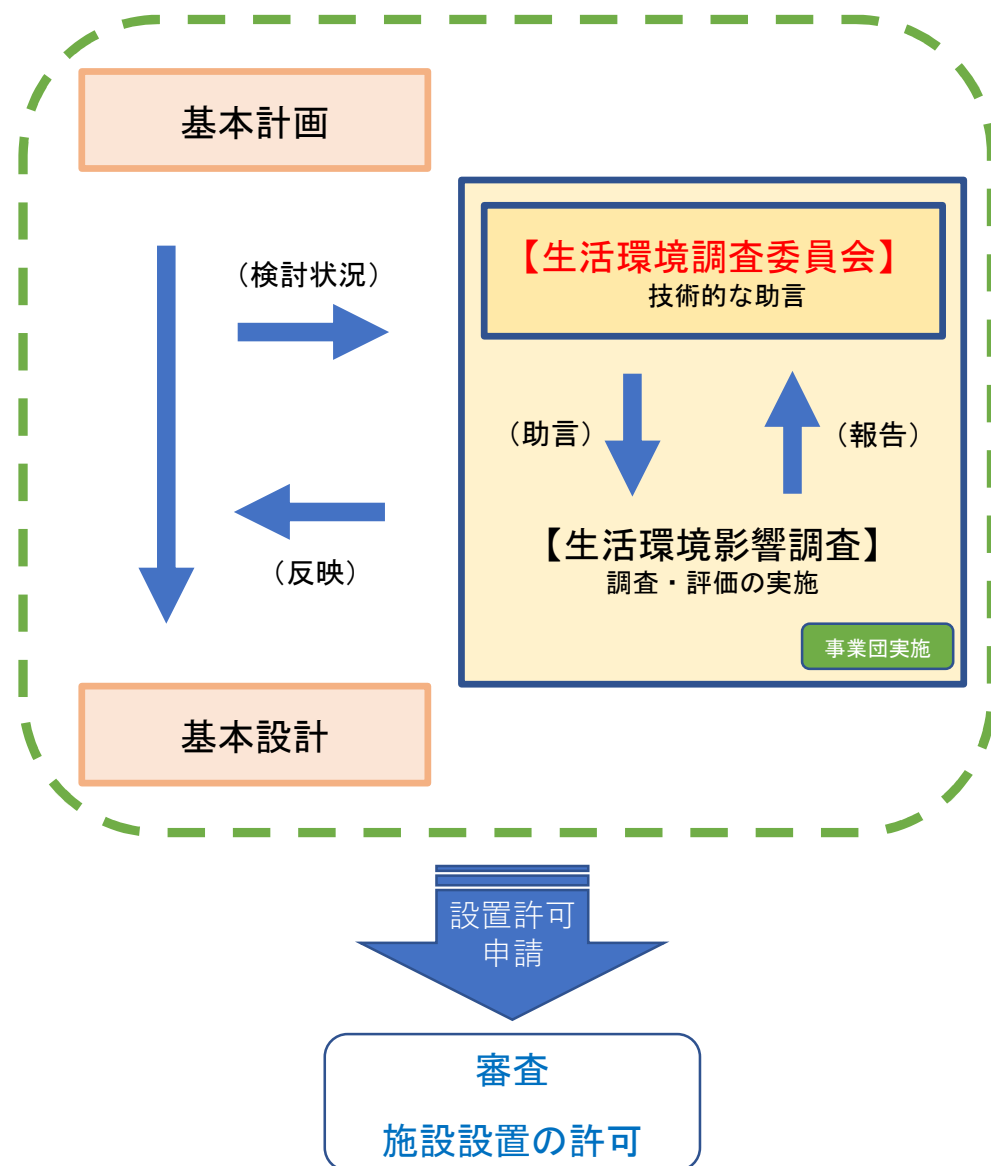


図 生活環境調査委員会の位置付け